

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第8回）

1 日時

令和5年3月20日（月）16時00分～16時40分

2 場所

Web開催

3 出席者

(1) 構成員

大橋主査、相田構成員、上沼構成員、落合構成員、沢田構成員、手塚構成員、
森構成員

(2) 関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田 祐一

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原 早苗

一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤 創一

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明

一般社団法人セーフティーインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

主婦連合会副会長 平野 祐子

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴

一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会

データ戦略WG主査 若目田 光生

(3) オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 岡井 隼人

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 香月 健太郎

(4) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、西浦電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長、井上消費者行政第二課長、中村消費者行政第二課企画官、丸山消費者行政第二課課長補佐

4 議事

- (1) 特定利用者情報に係る規律の詳細について
- (2) その他

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」第8回会合を開催いたします。本日は、お忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。本ワーキンググループの事務局を務めます、消費者行政第二課の丸山です。よろしくお願いいたします。

事務局から開催に当たっての連絡事項等について申し上げます。本日の会議は、WebExによるウェブ会議での開催としております。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくよう、お願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。発言をする際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただきますよう、お願いいたします。

資料については、ウェブ会議上にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。本日の資料は8-1、参考資料が8-1となります。

連絡事項等は以上です。これ以降の議事進行は、大橋主査にお願いしたいと思います。大橋主査、よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 皆さん、本日は大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。本日もぜひ、闊達な意見交換ができればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事の1つ目、特定利用者情報に係る規律の詳細についてということで、事務局より資料8-1を御用意していただいておりますので、まず、事務局から御説明していただいたあと、意見交換させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局です。特定利用者情報に係る規律の詳細についてということで、前回ヒアリングでいただいた内容や御議論、それから個別に事務局に質問いただいた内容などを踏まえて、前回の資料から修正しております。修正点については参考資料8-1ということで、見え消しの状態のものをお付けしておりますが、御説明については資料8-1に基づき主な修正点について、御説明させていただければと思います。

資料8-1の2ページを御覧ください。1-2の特定利用者情報の最初の段落に、米印

1として追記しております。具体的には、3ページ目の米印1を御覧ください。ヒアリングで御質問いただいた事項について記載をしております。

例えばということで、A社の提供する報告対象役務に関連して提供される料金収納事務について、その料金収納事務に関して取得された利用者に関する情報についても、それが特定利用者情報に該当する場合には、当該対象役務に関して取得された特定利用者情報に含まれるということになります。あくまでも報告対象役務に関して取得される利用者情報が対象になり得るものであり、対象役務でない役務や電気通信役務以外の役務に関して取得する利用者情報は対象にはなりません。

それから、2ページ目に戻っていただいて、②とあるところの2行目の右端になります。前回会合において御指摘いただいた点で、ここで示しているのは、端的に言えば識別符号になりますので、アカウントというよりはIDとすることが適当だと思いますので、アカウントIDとしております。

それから、下の方の段落、「したがって」と始まるところですが、前回ヒアリングの中で、Cookieに保存されたIDやIPアドレスについても特定利用者情報に該当するののかといった点について記載しております。Cookieに保存されたIDやIPアドレスなど、それ単体では必ずしも契約・登録利用者を識別することができない情報だったとしても、他の情報と容易に照合することができ、それにより契約・登録利用者を識別することができることとなる場合には、特定利用者情報に該当するとしております。

それから「なお」のところですが、匿名化した場合の扱いなどについて、ヒアリングで指摘されていたものですが、特定利用者情報の一部に含まれる情報を削除するなどした場合であっても、残部の情報が契約・登録利用者を識別することができる情報である場合には、依然として特定利用者情報に該当するということになります。

続きまして、6ページを御覧ください。アクティブ利用者数、利用者の数の考え方のところになります。こちらについては、前回、口頭で御説明申し上げている点ですが、記載したものになります。ソーシャルログインによってログインした状態で利用した利用者については、当該ソーシャルログインを可能としたサービス、SNSなどになりますが、こちらの方の利用者における利用者数の算定対象となるということになります。

7ページを御覧ください。「なお」の段落のところ、卸電気通信役務を他者に提供した場合ということで、事例を米印2ということで記載しております。例えば、A社が卸元として携帯電話サービスをB社に卸提供している場合は、A社は卸先であるB社の仮想移動

電気通信サービスの利用者数についても、A社の自社回線を用いての携帯電話サービスの利用者数に含める必要があるということになります。

続いて、8ページを御覧ください。1-3-2指定に際し電気通信事業者に求められる報告ということで、米印を3つ追加しております。真ん中の方の「なお」の段落のところですが、加入電話から仮想移動電気通信サービスまでのところの考え方について、米印3ということで追加しております。9ページの目の米印3を御覧ください。「例えば」ということで、ある事業者がインターネット接続サービスA、B、Cの3種類を提供していた場合は、A、B、Cの利用者数を合算して一つのものとして見る必要があります。合算すると500万を超えますので、この場合は対象ということになり、AのみならずBもCも含む全てが特定利用者情報規律の対象となるということになります。

8ページに戻っていただきまして、先に米印5についてです。電子メールサービスからその他電気通信役務までのところの事例ということで、米印5を記載しております。9ページの米印5を御覧ください。「例えば」ということで、ある事業者が電子メールサービスA、B、Cの3種類を提供している場合については、こちらはそれぞれを合算せずに個別に見ることができます。この場合であれば、Aのみが500万を超えていることとなりますので、Aのみが対象ということになります。BとCについては、それぞれ300万と200万ということで、同じページの上の方にある報告の区分のところの①の区分に該当することになりますので、BとCについては、報告は不要ということになります。

続いて8ページに戻っていただきまして、最後、携帯電話と仮想移動電気通信サービス両方を提供する場合の事例ということで、米印4を記載しております。9ページの米印4を御覧ください。「例えば」ということで、携帯電話事業者であるA社において、自社回線を用いての携帯電話サービスと他の携帯電話事業者であるB社の回線を用いての仮想移動電気通信サービスの双方を提供している場合は、当該携帯電話サービスの利用者数と仮想移動電気通信サービスの利用者数を合算して、携帯電話サービス利用者数として報告することとなります。

続きまして、17ページを御覧ください。2-2情報取扱方針の記載内容ということで、(3)のイ安全管理措置の概要に米印をつけております。18ページの米印2を御覧ください。ヒアリングの中でこれは全て書かなければならないのかといった御指摘があった点について記載しております。情報取扱規程の中で米印2のところに記載している5点については、記載する必要があるということになっておりますが、情報取扱方針においては、概

要を公表しなければならないということになりますので、これら5点についても概要を記載する必要があるとしております。

それから、17ページに戻っていただきまして、米印3がついている部分ですが、保存の考え方について追記しております。18ページから19ページにかけての米印3を御覧ください。これは、前々回ないし前回においてヒアリングでも御指摘、御質問のあった点ですが、一時的な保存の考え方について記載しております。保存時間がごく一時的であり、特定利用者情報が安全管理において懸念が生じ得ないほどの短時間である場合には、保存に該当しないと考えております。データ確認やデータ加工等の目的での一時的保管は通常、保存に該当すると考えております。

それから、17ページに戻っていただきまして、米印8になります。第三者により設置された電気通信設備について、外国の名称を知ることが困難なときには、第三者の名称を記載するという点について追記しております。19ページの米印8を御覧ください。これはヒアリングで御意見をいただいた点ということで、第三者の名称を公表する場合は、自社のセキュリティーポリシー等に照らし、当該事業者を選択した理由についても言及することが望ましいとしておりましたが、御意見に従って、特定利用者情報の漏えいが生じた場合の対応方針等についても言及することが望ましいとしております。

18ページを御覧ください。「なお」書きのところですが、この情報取扱方針について既にプライバシーポリシーを定めている場合には、既存のものに必要事項を追記して対応することで足りるとしていた点について、米印13を追加しております。19ページの米印13を御覧ください。これもヒアリングで御意見いただいたことを反映しております。そういった場合には、特定利用者情報に係る内容が分かりやすく確認できるように工夫することが望ましいとしております。

20ページを御覧ください。2-4情報取扱方針の変更のところについてです。情報取扱方針を変更したときには、遅滞なくこれを公表しなければならないとされているところについて、米印で、ヒアリングでいただいた意見を追記しております。内容だけではなくて情報取扱方針を変更した事実についても、利用者にとって分かりやすい場所に掲載するなど、利用者が容易に確認できるようにすることが望ましいとしております。

続きまして、22ページを御覧ください。特定利用者情報の取扱状況の評価等の3-2評価の実施のところの「なお」書きのところですが、例えばEUのGDPRにおけるデータ保護影響評価など、そういった他の評価手法を活用することは妨げないとしていることについて、

米印2を追加しております。

22ページの下から23ページの上にかけてになりますが、前々回の会合において、個人情報保護委員会の取組など何か参考になる情報を記載した方が良いのではないかといった御指摘をいただきましたので、その点、追加しております。米印2のところ、個人情報保護委員会においてPIAの意義や手順等について公表されておりますので、そういった手法を参考にすることも考えられるということで、参考情報として記載しております。

続きまして、28ページから29ページを御覧ください。5-3「漏えい」の考え方のところですが、通信の秘密、個人データ、特定利用者情報の各漏えいに関する報告先等は次の表のとおりということで、前々回会合などにおいて、こういうものを整理した方が良いという御意見をいただいておりますので、表で整理をしております。29ページの上のところになります。

上の2行の実線で囲んであるところですが、現行、ある情報が通信の秘密と個人データの両方に該当する場合において、漏えいした場合には報告書を2通提出していただいております。報告先はいずれも総務省ということになっております。それから、今度個人データと特定利用者情報に該当するような漏えいが発生した場合も同様に、報告書を2通提出していただく必要がありまして、いずれも報告先は総務省ということになります。

29ページに米印を3つ追加しております。いずれも、この特定利用者情報に係る電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説案や既存の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説の中のしかるべき場所に記載してあるものですが、ここで再掲をしたものです。米印4ですが、個人データについては要件が決まっておりますので、それに該当するものということになります。特定利用者情報のところの米印5ですが、報告の対象が特定利用者情報に含まれる利用者の数が1,000を超えるものということになっております。また、ガバメントアクセスと言われるものについては、利用者の数に関わらず報告の対象ということになります。この個人データの報告先ということで米印6になりますが、総務省が報告先となるのは、個人情報保護法の規定により総務大臣が報告を受理する権限の委任を受けている場合ということになるということと、総務省は、報告を受けたら個人情報保護委員会に報告するというということになりますので、その点を記載しております。

以上が、前回会合から修正を行った内容になります。このほか、特定利用者情報を含む情報の関係について整理したものや、取扱規程の記載例などについても御意見をいただい

ていたところですが、そちらについてはこの解説とは切り離させて対応させていただきたいと思っております。具体的には、この特定利用者情報について総務省のホームページに様々な情報を御紹介する専用のページを設けたいと考えておりますので、今申し上げた点についてもそのホームページの中で順次、掲載できるようにしていきたいと考えております。

事務局からは、以上です。よろしくお願いいいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた解説案、これはまさに構成員の方々及び関係団体等の皆様方から御意見いただいたものを反映したのですが、そちらについての御意見あるいは御質問等、いただければと思います。まず、関係団体等の皆様方からは後ほど御意見いただくとして、まず、構成員の皆様方から御質問、御意見をいただければと思います。チャット欄を使ってお知らせいただければ、私の方から指名させていただきます。いかがでしょうか。

それでは、沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 御修正いただきまして、ありがとうございます。1点だけ、質問があります。19ページの米印8のところですが、特定利用者情報の漏えいが生じた場合の対応方針ということを追記していただきました。この漏えいが生じた場合というのは、ガバメントアクセスのような形で外国政府にデータを提供した場合のことと理解したのですが、その場合に対応方針として何を書けば良いのか、漏えいが生じた場合は総務省に報告義務があるというのが別途規定されていますので、それ以外に何を書けば良いのかという質問です。ありがとうございます。以上です。

【大橋主査】 事務局、いかがでしょうか、今の件は。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局です。今、沢田構成員から御質問いただいた点のとおりかと思いますが、具体的にどのようなことというのは、いずれホームページなどで明らかにできると考えております。以上です。

【沢田構成員】 ありがとうございます。

【大橋主査】 現状少しあいまいなところが若干残っていますが、ということなのですかね。沢田構成員の方はどうですか。

【沢田構成員】 私が事業者の立場だったら何を書けば良いかが分からなかったのでお聞きしましたが、何を書くべきだという意見があるわけではないです。

【大橋主査】 今の事務局の回答は今後、どうするという話でしたか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 失礼しました。この解説の中というのではなく、ホームページなどでこういったものについて記載が考えられる、いずれにしてもここは望ましいということになります。こういったことが考えられるというようなことは明らかにできればと考えております。

【沢田構成員】 ありがとうございます。

【大橋主査】 もし沢田構成員、よろしいようでしたら、そのような回答とさせていただきます。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。丁寧に補足をしていただいたので、より分かりやすい解説になったと思います。これは全く異論があるわけではないのですが、8ページ、9ページぐらいにサービスとそのサービスに関する特定利用者情報の報告の仕方というようなものを書いていただいていると思うのですが、現行法上はこういうことかと思うのですが、ユーザーの情報、それがどういう意味を持つのか、ユーザーにとって、特に外国のガバメントアクセス等々の関係で、どのようなユーザー情報が重要かということを考えるときに、それは今、電気通信事業法でのサービスにおける重要性といえますか、サービスの基幹サービス性のようなこととは少しまた違った側面はあるのかというように思っています。

ですので、いの一に加入電話や携帯電話やIP電話などそういうものが挙がってくるといことは、サービスとしてはそういうものが枢要のサービスなわけですが、ユーザーデータとしては結構ここにある検索サービスのデータやソーシャル・ネットワーキング・サービスのデータなど、そういうものも非常に重要なデータ、ではないかと思っておりますので、今後これは法律における考え方ということだと思っておりますが、サービスとしての重要性とデータとしての重要性というのは少し切り離して、本法の運用を見ていく必要があるのかというふうに思いました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

もしよろしければ、関係団体の皆様方も手を挙げていただければと思います。

続いて、落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 これまで取りまとめ、ありがとうございました。大変、分かりやすい内容になってきていると思いますし、まだ事業者の方々からコメントあるかもしれませんが、全体としていろいろな議論の経緯を踏まえて書いていただいたように思っております。

私の方からも今後のことを含めて2点ございます。1点が、先ほど森構成員がおっしゃられた点は非常に重要だと思っております。結局のところ物理的な施設を持っているのか、それともそれが、情報サービスなのかということで、今の時点では規制内容に非常に重要な差異が生じております。この分野においては、SNS等も非常に重要になってきています。今後さらに、次回以降これを見直していただくような場合には、そういった社会的に重要なサービスがどこにあるのかは、また改めてよく考えていただいて、整理していただくことが大事だと思いました。その部分にやはり齟齬があり、最初の法令の整備の段階でいろいろな議論になったこともあったかと思っておりますので、ぜひ、またそれは次の機会に御検討いただければと思います。

もう1点が、またこれも次の機会にはあるのですが、このガイドラインで言うと29ページの辺りで、幾つかの報告の内容として、様式がそれぞれ別に指摘されている部分がございます。これは法改正等をしないと様式の統一はできないということと思っておりますが、報告する内容を削減した方が良いということではなく、なるべく一つの報告を出して済むのであれば、そうなるように様式は整理していただくことが良いのではないかと考えております。これも今回直ちに見直しではないと思っておりますので、今後のタイミングで機会があるときにぜひ御検討いただければと思いました。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて太田様、お願いします。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 ありがとうございます。取りまとめ等、ありがとうございます。6ページの、いわゆるソーシャルログインによってログインした状態でというところで、前回、確か私が追記をお願いしたいと言ったことがあると思っております。このソーシャルログインによってログインした状態で、当該ソーシャルログインを可能としたサービスの利用者における利用者数も算定対象となるというのは追記いただいているのですが、前回私が質問した件というのは少し違います。ソーシャルログインに限らず、例えばFacebookにログインをした状態で、例えばどこかのニュースサイトを見た場合に、そのニュースサイトにはFacebookの「いいね！ボタン」が置いてあって、「いいね！ボタン」を経由してFacebookは利用者の情報を受け取っているということになりますが、その場合は電気通信役務の提供を受けた利用者のアクティブ利用者に、Facebookのアクティブ利用者に入るのかということが質問の趣旨でございましたが、そちらについてはどうなるのかというところが、質問でございます。以上です。

【大橋主査】 今のは御質問ですよ。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 そうですね。質問で、それが対象か対象ではないか分からないので追記いただけたらなというのがあります。

【大橋主査】 回答によってということですかね。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 はい。

【大橋主査】 今、落合構成員からのコメントもありましたが、あと森構成員も、併せて今の太田様の件、全部併せて事務局の方で御指摘いただけますでしょうか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。森構成員と落合構成員からいただいた御意見につきましては、今後見直す段階などにおける検討課題となるのかなというように考えております。

太田様から今いただいた点については、事務局としては、そういった場合はFacebook側の利用者数としてカウントされるというように理解しておりまして、そういったことも含めてこの文章で表現していたつもりです。以上です。

【大橋主査】 太田様、どうですかね。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 ありがとうございます。そうですね、この文章でそれが分かるのかどうかでいうと、Facebookの「いいね！ボタン」を置いているサイトというのはソーシャルログインを可能としたサービスには限らなくて、ソーシャルログインをやっていないところの方が多と思われるので、それを意図しているということはなかなか伝わりづらいかと思いました。

【大橋主査】 表現の案ってありますか。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 「ソーシャルプラグインを設置したウェブサイトを訪れた利用者は、当該ソーシャルプラグインを設置したサイトの利用者における利用者数の算定対象とする」のようなイメージですかね。

【大橋主査】 ありがとうございます。事務局どうですか。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。同じ文章で表現するのかどうか含めて、追記は検討したいと思います。太田様からいただいた表現案を検討させていただき、対応したいと思います。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 すみません、最後の最後に。よろしくお願ひします。

【大橋主査】 そういうような事態までカバーしてないということであれば、少し表現

ぶりは適正化するという事は重要なと思います。ありがとうございます。

そのほか、構成員あるいは関係団体等の皆様方から御意見あれば、この機会にいただければと思いますが、いかがでしょうか。ほか、ございませんか。もしないようでしたら、御議論の方は、以上とさせていただこうかと思いますが、よろしいですかね。

ありがとうございます。本日、4名の方から御発言をいただいて、それ以前にも相当様々インプットもいただいて、ここまで事務局の御尽力でこぎ着けたということなのですが、具体的な訂正としては太田様から今いただいた点がございますので、こちらは先ほどの事務局の回答どおり表現の適正化を考えさせていただきたいと思います。そのほかの御意見については、おそらく今後のことということも含めて御意見をいただいたのかと思っていますので、そういったことで、変更はしっかりさせていただきたいと思います。

お時間の都合もあって、実はもう1回会合を設けるといってもなかなかいかなくて、そういう意味で言うと、もし差し支えないようでしたら意見の反映については主査である私の方に御一任させていただきたいというように思っているのですが、このあたり御異論ある方いらっしゃいますか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、そのほかの表現や文法ミスなどそうしたものも多分、今後出てくるかもしれないので、そうしたものの訂正も含めて本解説案については私の方で預らせていただいて、必要に応じて修正等を行って、皆様にまたお見せすることができるかと思っています。また今後、法令審査などの修正もあり得ることですので、本解説案については、事務局において必要な手続を進めていただければと思っています。

御議論、大変ありがとうございます。本日で一応、ワーキンググループ最後ということで、私から一言だけ申し上げさせていただければと思います。まず、8回にわたるワーキンググループの成果として、ガイドラインの解説案を取りまとめていただきまして、構成員の方々及び関係団体等の皆様方に、あるいはそれ以外の方でも、様々御意見を頂戴したこと、感謝を申し上げます。

今後はこのガイドラインに沿って特定利用者情報に係る対応をしていくということになります。もちろん、今日も若干御議論いただいたのですが、この解説案、今後これが絶対的なものというよりは、今後、適宜修正されていくべきものだと思っています。大きな方向性はこのワーキンググループの親会であった「電気通信事業ガバナンス検討会」という

ところで、実のところ広範な議論の蓄積の背景があった上での今回のワーキンググループの御議論、あるいは解説案の取りまとめだというふうに思っています。

電気通信ではグローバルにつながっているということを考えると、当然のことながら海外の状況も今後大きく変わっていく中で、我が国における通信のガバナンスの在り方も適宜見直されていくべきですし、そうしたことはこの解説案においても同様だと思っています。まず、今回ここまでが一旦の取りまとめということであるかと思いますが、引き続き、解説案については適宜しっかり見直しをかけていくべきだと思いますので、構成員の方々、あるいは関係団体等の皆様方に引き続き、御支援、御指導、御鞭撻いただければと思っていますので、どうぞよろしく願いできればと思います。

あと最後に、検討会からワーキンググループに移行する段階で事務局が変わったわけですが、そうした接続を感じさせないような働きを、今回の事務局がしていただけたということで、大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。

最後、議題として「その他」がございますので、事務局からお願いできればと思います。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 これまで御議論いただきまして、大変ありがとうございました。今後のスケジュールについて、1点だけ申し上げさせていただきます。今回、特定利用者情報に係るガイドラインの解説案を取りまとめいただきましたが、昨年末まで「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」で御議論いただいていた外部送信規律の方と特定利用者情報の方を併せまして、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」及びその解説案について、手続などを経て、準備出来次第、パブリックコメントに付すことを予定しておりますので、その旨、申し上げさせていただきます。ありがとうございました。事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、本日は木村電気通信事業部長から御挨拶いただけるとお伺いしておりますので、木村部長、よろしく願いできますでしょうか。

【木村電気通信事業部長】 電気通信事業部長の木村でございます。大橋主査をはじめとしまして構成員の先生方、また関係団体の皆様方におかれましては、本日も御多用の中、御出席、御議論を賜りまして、誠にありがとうございます。先ほどお話ありました、本ワーキンググループ、昨年の6月に第1回会合を開催して8回、精力的に御議論いただきまして、今回特定利用者情報に係ります規律の詳細についてガイドラインの解説案という形

で取りまとめていただきましたことに、心より感謝申し上げたいと思います。

今後は、特定利用者情報に係る規律の施行に向けまして、総務省において、事業者の皆様方と対話等を引き続き行いながら、準備を進めていきたいと考えているところでございます。構成員の皆様方、それから関係団体の皆様方には、今後とも引き続き御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【大橋主査】 木村部長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第8回のワーキンググループを閉会とさせていただきます。大変長い間、いろいろ御議論いただきまして、ありがとうございました。これにて、終了とさせていただきます。お疲れさまでした。